

令和5年度人権啓発活動業務委託 企画提案実施要領

1 企画提案の目的

本業務は、国の人権啓発活動地方委託事業の一環として実施するものであり、広く県民が様々な人権課題について関心を持ち理解を深められるよう、広報素材の制作・放送をするとともに、「人権同和問題県民のつどい」（以下「県民のつどい」という。）の開催を通じ広域的、一体的かつ効果的な人権啓発活動を実施する。

2 委託業務の概要

- ① 委託業務の名称
人権啓発活動業務委託
- ② 業務内容(詳細は「人権啓発活動業務委託」仕様書のとおり)
 - ・ 広報素材の制作及び放送(ポスター作成, マスメディアでのCM放送)
 - ・ 県民のつどい(屋外広場でのイベント)開催(11月)
- ③ 履行期限
令和6年2月1日(木) ※各業務ごとの期限については別途定める
- ④ 企画提案の上限額
5,753千円(消費税及び地方消費税込)
【広報素材の制作及び放送:2,664千円, 県民のつどい:3,089千円】

3 企画提案の応募(参加)方法及び資格要件

- ① 応募(参加)方法
本業務の企画提案に係る応募手続は次のとおり。
 - 提出書類
 - ア 企画提案参加申込書(様式1)
 - イ 参加資格確認書(様式2)
 - ウ 類似の業務の受託状況がわかる書類(契約書・検査調書等の写し)
 - 提出期限及び提出方法
 - ア 提出期限:令和5年6月19日(月) 午後5時まで
 - イ 提出方法:電子メール, ファクシミリ, 持参のいずれかによる。
 - ウ 提出先:9に記載のとおり

② 資格要件

鹿児島県内に本支店等営業活動の拠点を有する企業等で、次のア～カに掲げるすべての事項を満たす者。

ア 県の役務等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく入札参加資格審査に合格していること。

イ 地方公共団体及びこれに類する団体等と過去2か年の間に、放送広告またはイベント開催を受託した実績を有していることが、確認できる者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申し立て、手形または小切手が不渡りとなったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く）にないこと。

オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

カ 県税について滞納がないこと。

4 企画提案書の内容

① ポスター，人権啓発動画及びラジオCM素材

- ・全体のコンセプトを説明すること
- ・動画については、絵コンテ等で具体的に表現すること

② テレビスポット，ラジオスポット

- ・放送局ごと，時間帯ごとの放送回数

③ 県民のつどい

- ・ステージイベント，ブースイベント，体験イベントを基本的な構成とする。このうち，ステージイベントは必須とする

5 企画提案(プレゼンテーション)の実施方法

① 企画提案の選考会（プレゼンテーション）の実施

日時等の詳細については、各応募者に資格要件を満たす（満たさない）旨の文書を送付する際に通知する。（電子メールにて送付）

- ・期 日：令和5年7月6日(木)～7月7日(金) ※予定

- ・場 所：県庁行政庁舎9階 人権同和対策課研修室(課に隣接) ※予定
- ・時 間：説明時間 20分以内(1応募者ごとにつき)
質疑時間 10分以内(1応募者ごとにつき)

② 企画提案に関する提出書類(1応募者につき1提案に限る)

- ・提案書 7部
- ・人権啓発ポスターパネル(規格:A2又はB3)
- ・参考見積書及び概算事業費内訳書(様式任意)
制作経費等の内訳を示すこと(契約申し込みに必要となる見積書については、別途改めて通知する。)
- ・業務工程表及び進捗管理表(様式任意)
- ・その他
特にアピールしたい事項がある場合の資料及び説明は任意

6 選考方法及び結果通知

① 選考方法

担当課が設置する本委託業務に係る選考委員会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査基準(別表)に基づき審査し、最も優れていると判断された者を委託先候補者として選定する。

県は委託先候補者と業務内容の詳細や契約条項について協議の上、適正な価格で委託契約を行う。

なお、協議が不成立となった場合は、順次、次点の者を候補者とみなす。

② 結果通知

企画提案書を受け付けたすべての事業者に対して電子メールで通知する。

③ 事業の中止等

やむを得ない事情等により中止せざるを得ない場合は、契約内容の変更や見直しが生じる場合がある。

7 その他

- ① 「県民のつどい」は、イベントのため集客率を上げる企画提案をすること。
- ② 当該業務で生じた成果物に係る権利(著作権、著作権等)については、県に帰属する。
- ③ 企画提案に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- ④ 県が受理した企画提案書は返還しない。受理した提案書を2次的に利用しようとする場合は、県はあらかじめ提案者にその旨の了解を得るものとする。

- ⑤ 選考結果に対する異議申し立ては認めない。
- ⑥ 業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守しなければならない。
- ⑦ 企画提案の募集に関する質問については、電子メール又はファクシミリのみで受け付ける。県は質問を受け付けた場合、速やかに電子メール又はファクシミリによりすべての応募者に回答する。ただし、質問の内容が提案者の企画に密接に関連するものと県が判断した場合は、質問者に対してのみ回答する。
- ⑧ 県は当該委託業務を遂行する場合は、6①に示す候補者と委託業務内容の詳細について協議の上、適正な価格をもって契約の相手方を決定する。

8 企画提案に関する日程(目安)

- ① 令和5年6月12日(月) 募集開始
- ② 令和5年6月19日(月) 提案意思確認
- ③ 令和5年6月23日(金) 資格参加通知
- ④ 令和5年6月23日(金) 企画提案に関する質問受付期限
- ⑤ 令和5年7月4日(火) 提案書提出期限(午後5時まで)
- ⑥ 令和5年7月6日(木)～7日(金) 選考会(プレゼンテーションの実施)
- ⑦ 令和5年7月13日頃 選考結果通知 ※⑥後速やかに通知する
- ⑧ 令和5年7月13日頃 仕様内容の協議、契約手続 ※⑦後速やかに行う
- ③ 令和5年7月21日(金) 啓発用ポスター納品

9 本件に対する問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号(行政庁舎9階)
 鹿児島県男女共同参画局人権同和対策課啓発係
 担当:田島, 前田 電話:099-286-2574 ファックス:099-286-5543
 メールアドレス: keihatu@pref.kagoshima.lg.jp

審査基準（別表）

審査項目	審査基準
1 制作	<ul style="list-style-type: none"> ①人権について関心を持たせる内容か。 ②キャッチコピー（メッセージ）のイメージは適切か。 ③視聴者が理解しやすいか（障害をもつ人への配慮）。 ④イラスト等の使用は適切か。
2 広告	<ul style="list-style-type: none"> ①広報媒体及び頻度は適切か。 ②広報期間，時期は適切か。
3 イベント	<ul style="list-style-type: none"> ①全体の構成は目的に合致しているか。 ②動線（レイアウト）は適切か。 ③ステージイベント，ブースイベント，体験イベントそれぞれが関心をひく内容か。 ④スタッフの配置及び感染防止対策は適切か。 ⑤実現性があり，集客の見込める内容となっているか。
4 実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> ①スケジュールに無理はないか。 ②イベント規模に応じた体制がとられているか。
5 その他	<ul style="list-style-type: none"> ①独自性があるか。 ②概算事業費は仕様書を反映しているか。